

## 生徒や保護者の携帯電話番号や電子メールアドレス等の取り扱いについて

### (目的)

- 1 生徒や保護者、教職員の携帯電話番号や電子メールアドレス、通話アプリケーション、SNS等(以下「電話番号等」という)の個人情報の取り扱いについて校内規定を定める。

### (収集の制限)

- 2 電話番号等を収集する場合は利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集する。

### (収集の同意)

- 3 電話番号等は、本人から収集することを原則とする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の措置をとるとき
  - (2) 法の定めるところにより、行政機関からの依頼があったとき

### (電話番号等の収集)

- 4 生徒あるいは保護者の電話番号等を収集するときは、次の場合に限る。
  - (1) 学級の生徒・保護者への連絡
  - (2) 担当する部活動・生徒会の生徒・保護者への連絡
  - (3) P T A・体育文化後援会・同窓会の役員・学校評議員への連絡
  - (4) その他、校長が特に認めた場合
- 5 前項「4」以外に収集する必要がある場合は、担当教職員はあらかじめ次の事項を教頭に申し出る。
  - (1) 利用目的
  - (2) 収集の対象者
  - (3) 収集する情報の種類
  - (4) 収集方法
  - (5) 記録の形態

### (教職員の電話番号等の提供)

- 6 生徒あるいは保護者に対する教職員の電話番号等の提供は、次の場合に限る。
  - (1) 学級の生徒・保護者からの連絡
  - (2) 担当する部活動・生徒会の生徒・保護者からの連絡
  - (3) P T A・体育文化後援会・同窓会の役員・学校評議員からの連絡
  - (4) その他、校長が特に認めた場合
- 7 前項「6」以外に提供する必要がある場合は、担当教職員はあらかじめ次の事項を教頭に申し出る。
  - (1) 提供目的
  - (2) 提供の対象者
  - (3) 提供する情報の種類
  - (4) 提供方法

### (電話番号等の利用)

- 8 電話番号等の利用は授業、部活動、安全上の緊急連絡などの目的にあったものとし、私的な連絡など、目的以外の利用はしない。

### (第三者への電話番号等の提供)

- 9 電話番号等を第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の措置を要するとき
  - (2) 法の定めるところにより、行政機関からの依頼があったとき

### (電話番号等収集に関する相談)

- 10 生徒等からの電話番号等による私的な相談には、プライバシーに十分配慮し、複数の教職員で対応する。

### (電話番号等の適正管理)

- 11 電話番号等は紛失等の事故防止のため適正に管理する。また、不要となった場合は速やかに廃棄、消去する。